

## 新規業務の概要

### 1 趣旨

当社が販売している学資保険は、マイナス金利後の保険料の引上げにより、戻り率が魅力的な水準となっておらず、商品内容・価格の面で課題があります。この課題を解消するため、保険料率を見直して戻り率の改善を図ることとしており、この見直しにあわせて、保険料払込期間を短く設定し、保険料払込済年齢を10歳とする契約種類を新設します。

### 2 保険の内容

#### (1) 保障内容

##### ア 保険金等の支払

被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金若しくは被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡給付金、又は被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより学資祝金を支払います。

(ア) 満期保険金は、保険期間満了年齢の別に、次のとおりとします。

##### A 17歳満期及び18歳満期

基準保険金額

##### B 21歳満期

基準保険金額の25%

(イ) 死亡給付金は、次のいずれか大きい額とします。

A 既払保険料相当額(すでに支払事由が発生した学資祝金や契約者貸付の元利金がある場合にはその金額を差し引いた額。以下同じとします。)

B 基本契約の積立金の額

(ウ) 学資祝金は、保険期間満了年齢の別に、次のとおりです(学資祝金付に限ります。)

A 17歳満期及び18歳満期

被保険者が満5歳8か月、満11歳8か月及び満14歳8か月に達した日の直後の12月1日に生存していたとき それぞれ基準保険金額の5%、10%及び15%

B 21歳満期

被保険者が年齢18歳、年齢19歳及び年齢20歳に達したとき基準保険金額の25%

イ 保険料の払込免除

保険契約者が死亡したとき又は保険契約者が基本契約の責任開始時以後においてかかった疾病若しくは受けた傷害により当社の定める重度障害の状態になったときは、将来の保険料の払込みを免除します。

(2) 保険期間等

ア 保険期間

契約日から被保険者が年齢17歳、年齢18歳又は年齢21歳に達する日の前日までとします。

イ 保険料払込期間

契約日から被保険者が年齢10歳に達する日の前日までとします。

(3) 保険金額制限

被保険者1人につき、満15歳以下で加入する場合は700万円、満16歳以上で加入する場合は1,000万円(被保険者が満55歳以上である場合で定期保険等に参加する場合は800万円)を上限とします。ただし、満20歳以上満55歳以下の被保険者について、加入後4年以上経過した保険契約がある場合、その4年以上経過した保険契約の保険金額と通算して2,000万円までを上限とします。

※ この基本契約の限度額は、旧簡易生命保険契約と通算します。

(4) 危険選択の方法

ア 保険契約者

医師による保険契約者の診査は不要ですが、保険契約者の健康状態

の告知が必要です。

イ 被保険者

医師による被保険者の診査及び被保険者の健康状態の告知は不要です。

(5) 保険料払込方法

ア 経路

窓口払込み又は口座払込みのいずれかとします。

イ 回数

分割払（月掛）とします。

(6) 返戻金

次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、当社の定める計算方法により返戻金を支払います。

ア 基本契約の解除

イ 保険契約者による解約

ウ 基本契約の失効

エ 保険金額の減額変更

オ 死亡給付金の免責事由の該当

(7) 契約者配当金

当社の定める方法により計算して支払います。

(8) 出生前加入制度

被保険者の出生予定日の 140 日前から契約できます。

なお、保険料払込済年齢を 10 歳とする契約種類には、上記(1)イ、(4)ア及び(8)を適用しないものがあります。

以上